

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時：令和3年8月24日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（1） ツキノワグマ管理事業実施計画

- ・令和2年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和2年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（2） 県内ツキノワグマ推定個体数（案）

議事（3） 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画の達成状況及び第四期期宮城県ツキノワグマ管理計画の策定方針（案）

〔参考資料〕

資料1 ツキノワグマに関する各種データ

1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、佐々木自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐々木自然保護課長）

（続いて事務局が配布資料の確認を行った後、青井部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（青井部会長）

今回はweb参加もいることから、多少いつもより変則的な開催となるが、新たな個体数推定結果も出ているほか、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の策定方針案は非常に重要な課題だと思うので、皆さまの積極的な御意見を願います。

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員8名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について青井部会長に願います。）

4 協議事項

（1）令和2年度ツキノワグマ管理事業の実績について

部会長：令和2年度ツキノワグマ管理事業の実績について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：一つ確認だが、議題(1)で説明があるのは県実施分の実績だけで、それ以外の資料については特段口頭での説明はないということよろしいか。

事務局：大変申し訳ないが、県の令和3年度実施計画については昨年度末の令和3年3月に策定して当時のツキノワグマ部会委員にお示ししているほか、市町村分については各市町村から提出があった実績や計画を取りまとめているものになるので、当課からの説明は省略させて頂いた。

部会長：特段この場での説明はしないということだが、質問・意見等があればお受けしたい。

まずは、説明して頂いた県の令和2年度実績について何か質問等はあるか。

では私からお伺いしたいが、5ページの個体数管理の部分で、真ん中に令和2年度実績、右端に評価が記載されている。令和2年実績は捕獲頭数279頭となっているが、評価欄には今後も周知・広報に努めていく、との記載しか無い。

ただ、279頭というのは現計画の捕獲上限数を大きく超過しているので、何故これだけの捕獲数に至ったのか。先ほど説明があったが、錯誤捕獲が178頭、64%を占めているということだったので、やはり令和2年度は錯誤捕獲が非常に多かったために捕獲上限を大きく超えてしまったというような記述を評価欄に載せるべきではないか。

今年度から資料1に錯誤捕獲数を記載するようになったことは非常にいいことだと思うが、それだけではあまり意味が無いので、やはりここできちんと評価をして、今後どうしていけばいいのか、この錯誤捕獲をどう減らしていくかという問題の共有に繋がらないと思うので、やはりここで錯誤が多かったために捕獲上限を大きく超えてしまったというような内容を整理して記載した方がいいと思うのだがいかがか。

事務局：その点は部会長の御意見のとおりで、資料1の3ページ目に年度別のツキノワグマ捕獲等状況というのを一覧表で掲載しており、一番下段の令和2年度には錯誤捕獲頭数を記載している。大体どの月も大半が錯誤捕獲となっており、やはり錯誤捕獲が多いためにツキノワグマ捕獲数が増加してしまっているという状況があるので、評価欄への錯誤捕獲の記載の充実等について、少し修正させて頂きたい。

部会長：是非そのようにお願いしたい。

この点に関してもう一点。説明にはなかったが、市町村部分の管理事業で15ページに蔵王町の令和2年度実績があり、そこには捕獲実績47頭、うち錯誤捕獲32頭との記載がある。その下段には、農作物被害防止目的47頭、人的被害防止目的0頭とあり、つまり錯誤捕獲の32頭も含めて全て農作物被害防止目的で捕獲しているということになっている。錯誤捕獲分については、最終的に殺処分したとしても農作物被害防止目的というのは当てはまらないと思うので、こういった書き方はどうかと思うが、いかがか。

事務局：蔵王町は錯誤捕獲に関しても真面目に記載をして頂いているところであり、蔵王町をはじめとした一部市町村には緊急時の捕獲許可権限を市町村に移譲している。錯誤捕獲が発生して緊急的に捕獲をしなければならない場合には、町の権限でツキノワグマの捕獲が出来るが、それはやはり緊急ということで、人間の身体生命に危険が生じる恐れがある場面に限定される。この蔵王町の錯誤捕獲32頭というのは、農作物被害防止というよりは捕獲従事者の人的被害防止のため、安全を確保するためというのが捕獲目的として適当と思われるので、町に確認した上で、修正可能であれば修正した上で公開したい。

部会長：是非そのように願います。ほかに意見等があればよろしく願います。

鶴野委員：今ちょうど話に出た人身被害について。ツキノワグマの保護管理は、農作物被害防止も大事だが、やはり人身被害をいかに抑えるかという部分が重要になってくるかと思う。例えば資料8ページの人身被害位置図や4ページの人身被害件数の積み上げ棒グラフが載っているが、どういう状況で起こったのかという記述がない。細かい情報については個人情報などが関係してくる部分もあるが、例えば、被害発生場所が山なのか里なのか市街地なのかという情報と、例えば里や市街地の場合は何によって誘引されたのかという根拠を押さえて対策に繋げていく必要があるかと思う。

県レベルの地図だと、被害発生ポイントは大体分かるし、山での事故はツキノワグマの生息地なのである程度は仕方ない部分があるのは否めないと思うのだが、里や市街地に出没する場合にどういう状況だったのかということをもう少し詳しく残していくことに意味があるのではと思う。

また、議事の25ページにある栗原市の令和2年度実績評価欄に、個人宅の敷地内にある倉庫や納屋への侵入が確認されたという記載がある。事前に配付されていた資料を読んで気になっていたのだが、今年的人身被害が発生した色麻町ではない別のところでも非常に危ない状況が起きているということ。これは暗いところに侵入するというクマの習性から来ている可能性や、何かに誘引された可能性ということも非常にあると思うので、その奥の部分にある原因を排除するという、人身事故が起きた場合はどういう状況だったのかという部分を記録として残しておくことには非常に意味があると思うので、御検討頂きたい。

事務局：あまり古い情報については記録が残っていないかもしれないが、例えば令和2年度に発生した人身被害1件については、80代の女性が自宅近くの裏山で栗拾い中に襲われた、というような報道発表を被害発生都度行っている。いつ、どこで、どんな方が、どんな状況でツキノワグマに襲われたかというのは、ある程度のことは記録に残っているので、そういうものを一覧表にして、どういった時間帯、どういった場所で被害が多いなど、そういう分析に繋がれるよう、もう少し資料を充実させたいと思う。

部会長：そういうデータはすごく大事だと思う。あとは里か山かといった区分けや、襲われた人が何らかの対策を取っていたのか、何もしていなかったのかというような情報も分かるようであれば記録に取っておくことで後々の解析に役立つと思う。なるべく細かな状況を記録して一覧表にして、みんなで共有するというのは是非今後進めていった方がいいと思う。

その他については何かあるか。

では、議事(1)に関する質疑はここまでにして、議事(2)県内ツキノワグマ推定個体数(案)の審議に移りたいと思うので、事務局から説明願う。

議事(2) 県内ツキノワグマ推定個体数(案)について

事務局：(資料に従い説明)

部会長：推定結果についての妥当性も含めて議論して欲しいということであったが、御質問、御意見はあるか。

土屋委員：個体数推定調査は他県でも多分実施していると思うのだが、秋田県や岩手県などの状況について、部会長がご存じだったらご説明をお願いしたい。

部会長：密度では覚えていないが、総数でいうと秋田県はカメラトラップを2、3年続けて実施して、現在は4,000頭前後、岩手県は3千数百頭、確か多少増えたがいずれにしろ4,000頭弱程度かと思う。

そういう水準から見ると、宮城県は今回大幅に上方修正されて3,000頭超というのはいましかしたら妥当なのかもしれないが、ただ誤差幅も大きいので、どれほど当たっているかというのは多少疑問はあるものの、東北地方の他県の動向、生息数からすると、あまりかけ離れた数字というわけでもないのかなという印象を持っている。

妥当かどうかというのは正直なところ誰にも分からないところなので、他県と比べてもそこその値、今までよりはもしかして実態に近いのかもしれない、というぐらいの判断になる。

土屋委員：この調査は今後も続けて行うのか。

事務局：予算的な制約もあり、こういった150台規模のカメラトラップ調査を毎年度続けるというのは中々難しい。ただ、個体数調査が数年に1回という点については委員の方からも御指摘もあり、昨年度も県南では調査できなかったり、気仙沼地区については岩手県の生息密度調査結果を引用させて頂いているところもある。そのため、特定計画期間も5年間なので、それに合わせて県内を5地域に区分して、毎年度1地域ずつカメラトラップ調査をして当該地域の生息密度を調査しつつ、残りの4地域についてはその地域のカメラトラップ調査時点の生息数に捕獲数や自然増加率を組み合わせて計算を行い、県全体の個体数を毎年度出していくということを考えている。

今年度については県南の七ヶ宿町で50台規模のカメラトラップ調査を実施している。

そういった形で、県内全域で一斉に大規模な調査というのは難しいが、県内各地を順番に調査しながら、5年かけて幅広い地域をカバーできるような調査を目指しているところ。

大西委員：今のご説明で県内を5地域に分けるということについて、先ほどの議事(1)で今年度はどこを実施するのかお尋ねしたかったが、今年度は県南で実施するということが分かった。

今回の個体数推定調査では県内は4地域に区分しているが、どうして5地域に分けたのか、またどういう分け方をしたのかご説明願う。

事務局：議事の6ページにあるとおり、今回の調査では県南、県央、県北と気仙沼の4地域に区分している。現在の担当レベルの考えとしては、行政的な話になるが県北は北部地方振興事務所と同栗原地域事務所の2つに分かれる。今回のカメラトラップ調査は県北の中では南側の加美町で実施しているので、県北の北側の栗原市でも調査地を1ヶ所設けて、この県北を2ヶ所に分けて県内5地域という形にすることを考えている。

鶴野委員：カメラトラップ調査結果を分析するアルゴリズムが結構各県で違っている。カメラトラップを調査で個体数推定を行う県は他にもあるが、その分析方法というか分析に用いるソフトというか、そのあたりが各県で違って、山形県と宮城県でも違うし、秋田県は独自のアルゴリズムを使っているようなので、各県の個体数を比較するとき、単純に比較していいのかどうかという素朴な疑問がある。例えば広域的な個体群として考えていく必要があるのかもしれない。

それからもう一点、アルゴリズムについては、元々は環境省推進費の個体群モデルによるモニタリング手法及び生息数推定法の確立に関する研究という報告書があって、その報告書ではトラップ数が一番効いてくると記載されている。図表では50トラップから有効なデータになるという報告になっているので、ある程度のトラップ数が必要であり、それで再捕獲率というのを見ているようなので、予算の関係もあるだろうが、最低50トラップということで計算していくといいのでは。今回の調査では、その要件は一応超えているのかなと感じている。

部会長：今後も50台規模のカメラトラップ調査を続けるということはよく分かったが、それは場所を変えながら5ヶ所を実施し、調査をしなかった箇所については推定個体数を計算で補正しつつ、県全体の推定個体数を毎年度出していくという理解でいいか。

事務局：そのとおり。

部会長：そういうやり方もあると思うが、一方ではトレンドをしっかり押さえるという方法がある。次期計画では捕獲上限数は上がると思うし、錯誤捕獲も当分の間は増えると思うのだが、それによって宮城県内のツキノワグマ個体数の変動がどう推移するのか、要するに錯誤捕獲で沢山捕獲してしまって減少傾向にあるとか、あるいは捕獲上限数が増えたけどそこまでの頭数は捕獲しなかったので生息数が更に増加しているとか、そういう傾向を把握しておくということは柔軟な管理を進めていく上で非常に重要。

そのためには、どこか固定した調査地を設けて、同じ場所、同じ手法で毎年調査を続けないと増減がつかめない。今回計画している5ヶ所を年に1ヶ所ずつ調査するという方法では、その単年度の結果でしかないので、宮城県としてのトレンドをきちんとモニタリングするという意味では、同じ場所で50台のカメラトラップを続けるというやり方もあるかなと思うので、そのあたりはよく検討をされた上で次期計画を立てた方がいいと思う。

事務局：毎年度調査を続ける固定調査地を設けた上で、更に他の地域を順番に調査していくという方法は理想ではあるものの、予算も限られていることから、現時点で調査ができていない県南、栗原や気仙沼で調査を実施するのがいいのか、それとも既設調査地での調査を毎年度続けていく方がいいのか、そのどちらがいいのかというのはすぐに結論を出すのは難しい。

ただ、担当レベルの考えで申し訳ないが、やはり現時点ではデータが無い地域の調査をまず進めていくのが重要ではないかと思っている。今の部会長の御意見も踏まえて、当県のツキノワグマ個体数やその変動を見ていくためにはどの方法が一番望ましいのかについては、もう少し勉強させて頂きたい。

部会長：是非、いろいろ検討されるのがいいと思う。

他に何かあるか。

大西委員：次の議事が第四期計画案の話になる。

カメラトラップ数であったり、どこにどのように設置するとか、トレンド押さえるべきであるとか、部会長の御意見に対する事務局の回答では、事務局としてこれからもう少し検討するということであつたが、今年度はもう予算が決まっているので仕方が無いとしても、来年度以降この5ヶ所をどのように回していくかというのは、まさしく第四期計画において、事務局ではなく我々部会委員が議論する内容ではないかと思って聞いていた。

部会長：では、次の議事で議論させて頂く。

次の議事で、この3, 147頭という推定個体数を基に捕獲上限数も決定していくということで間違いないか。

事務局：そのとおり

部会長：その他に何かあるか。

鶴野委員：カメラトラップの1個体を判定する際に、県によっては雌雄の別を入れている場合と入れていない場合があり、宮城県では報告書を読む限り入れていないと思われるが、特にそこは分けなくても良いと判断しているということか。

雌雄を分けることがどれくらい個体識別に関わってくるか、最終的に値がどう変わってくるかというのはやってみないと分からないと思うが、今の精度でいいのかという点が多少気になった。

事務局：今回は斑紋による個体識別を行っており、雌雄の区別まではしていない。

鶴野委員：今後必要かどうかも含めて、些細なことかもしれないが検討の余地はあると思う。

また、せっかくデータを取るのであれば、個体のサイズもある程度分かるようにトラップの隣にスケールみたいなものを置いておくのもいいのかなと思った。親子で斑紋が結構似ている場合もあるので、別な個体なのか同じ個体なのかという参考になるかと思う。

部会長：他に意見、質問等はあるか。

大西委員：よく見てみると、この議事(2)は「県内ツキノワグマ推定個体数(案)」となっている。この「案」については承認事項なのか、それともこの「案」が取れるにはまた別の手続きがあるのか。

事務局：これは議事ということで、この場で御承認をいただきたい内容になる。

大西委員：ここで承認した場合、この推定個体数が決定事項としてリリースされるという流れか。

事務局：マスコミに広く周知するかどうかまでは別として、この3,147頭という推定結果が承認されれば、この個体数を基にして次期計画の捕獲上限数等を決めていくという形になる。

部会長：では、議事(3) 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画の達成状況及び第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の策定方針(案)の審議に移るので、事務局から説明願う。

議事(3) 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画の達成状況及び第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の策定方針(案)について

事務局：(資料に従い説明)

部会長：いま説明のあった事項、特に第四期ツキノワグマ管理計画策定方針案について審議したいと思うが、非常に重要なポイントが幾つかあるように見受けられるので、一括ではなく順次ページを追って確認しつつ、御意見があれば出して頂くという形にしたい。

まず5ページだが、ここは特段問題ないかと思うが、もし御意見があればその都度発言をお願いする。

次の6ページ、個体数管理に関する目標は、先ほどの議論も含めて非常に重要なポイントと思う。先ほどの議事にあったとおり、現在の推定個体数を3,147頭とした場合、来年度以降どう個体数管理をしていくかということで、新計画案では「個体数水準の維持」を継続するか、捕獲枠を上乗せして「適正個体数への誘導」を図るか、このどちらにするのか検討するということだが、この件について御意見があれば出して頂きたい。

3. 000頭以上いるということになれば、個体数水準の維持よりは適正個体数への誘導というのもあり得るかと思うが。

大西委員：おそらく、まだ国内で適正個体数への誘導というのを試している都道府県はないと思う。要するに減らす方向で捕獲圧を高めていくという点に関して、実際問題として、では適正個体数というのは何頭なのかということからはじめることになるが、それが宮城県としてできるのか。結論から言えばちょっと難しいのではないかと、で、「個体数水準の維持」を継続する方向になるかと思う。

部会長：確かに適正個体数への誘導といわれても、どのくらいが適正個体数なのかということになると非常に難しい。個体数水準の維持というのは、文言としては分かりやすい。

一方で、捕獲枠を上乘せするかどうかするという議論も関わってくるが、その点は大西委員のお考えはどうか。

大西委員：その点は8ページのところでも議論をするので6ページから多少外れてしまうが、それに関連して先ほどの議題で、部長らが錯誤捕獲をきちんと把握するようにという意見を出して、令和2年度からデータを取り始めたとの話があった。

その錯誤捕獲が有害捕獲の半分以上を占めているという状態だということで、有害捕獲でも錯誤捕獲はコントロールできないので、ツキノワグマの有害捕獲をコントロールできない状態に陥っている。

あとは過去の統計データ、要するにブナの豊凶と有害捕獲頭数がどう変わるかという話は私も常々しているのだが、こういう状況では、ここ5年10年ぐらいの宮城県のデータは信用できないというのが今日の感想。なので、まずはできるだけ過去に遡って錯誤捕獲を洗い出して欲しい。その上で、今ここでの議論は捕獲頭数なので、有害捕獲と狩猟のトータルの数、その有害捕獲の中に錯誤捕獲が入ってしまっているが、その総数をどうするかということ。現在の1,669頭が3,000頭以上に上がるので、捕獲枠を12%としても捕獲数は370頭余りになるので12%のままでもいいかとは思いますが、第四期計画において、宮城県のツキノワグマは保護管理というよりも、現状維持もしくは減らす方向に持っていった方がいいというのを前面に出していくのであれば、捕獲枠を15%に上げてても特に問題は無いのかなというのが私の印象。

部会長：そうすると、宮城県のツキノワグマを今後どうするか、個体数を維持するのか減らすのかというあたりの議論もしなければならぬが、この点について他の委員はいかがか。

浅井委員：猟友会の立場として、現場からの声ということでお話ししたい。

令和2年度有害捕獲のうち錯誤捕獲が3分の2というのは非常に多く、私も驚いている。ほとんどがくくりわなによるものだと思うが、そのくくりわなの設置方法に問題があると考えられる。

一つは、イノシシを誘引するために餌を撒いて、そのことでツキノワグマが錯誤捕獲されているということがあろうと思う。

私の所属している地域では、くくりわなに餌を撒く行為はしないように指導している。どうしても指導に従わない人は鳥獣被害対策実施隊員から外しており、今年度も1人を隊員から外した。当該隊員は、昨年度ツキノワグマを全く同じ場所で3頭錯誤捕獲していた。撒き餌をすればどうしてもツキノワグマがやってくるので、くくりわなでの餌による誘引を止めれば、錯誤捕獲は半分ぐらいに減らせるのでは。

後は、最近はツキノワグマがイノシシと同じ獣道を歩いて、イノシシがわなにかかるとそれを捕食している。そのため、イノシシとツキノワグマの足跡が両方あったら、そこにはくくりわなはかけないよという指導をしている。どうしても、イノシシの通り道にツキノワグマがいることがあるし、餌を撒けばツキノワグマが寄ってくる。

自分のところでは、餌を撒かないとイノシシが捕獲できないと言う人は、隊員を辞めてもらっていいという考えで指導をしている。そうすることによって、錯誤捕獲はかなり減るのでは。

こういった指導をしている地域がどのくらいあるのか、自分では県内全域に指導をすることはできないが、地元ではそのようにしている。

そういう対策をすれば、捕獲上限数超過の問題は簡単にクリアできるのではないかと思われる。

部会長：くくりわなでの錯誤捕獲を避けるために餌を撒かないようにするというのは、御意見のとおり非常に重要でやらなければならないこと。いろいろな県でもそういう指導をしようという動きになっているので、もちろん宮城県でも錯誤捕獲がこれだけ増えてきた現状にあつては、餌を撒かないとか、ツキノワグマの通り道を避けてわなを設置するとか、そういった指導をきちんとやって頂きたい。

ただ、それで錯誤捕獲が急に減るとするのも考えにくく、今後も当分の間は錯誤捕獲が続くだろうという前提を持った上で、個体数をどうしていくかという議論をする必要があるかと思う。

先ほど、大西委員からこれまでの錯誤捕獲の実態をできるだけ遡って把握して欲しいという意見があつたが、そういう資料は残っているのか。

事務局：令和元年度以前のデータについては、実は昨年度に総務省が東北地方を対象にツキノワグマ保護管理をテーマにした調査を行っており、その中で錯誤捕獲についても遡って調べている。錯誤捕獲の詳細な状況についてまでは分からないが件数については過去10年ほどは把握していることから、有害捕獲数に占める錯誤捕獲の割合は算出できるのだが、錯誤捕獲はここ数年で急増している。

10年ほど前は元々の有害捕獲頭数も数十頭というレベルで、錯誤捕獲も年数件だったが、ここ数年で錯誤捕獲が数十頭、令和元年度からは100頭を超えるようになり、この3年間くらいで急増しているというのが今の宮城県の現状。

部会長：錯誤捕獲してしまった場合、実は報告しないで処理したという人も昔は結構いたと聞いているので、そのあたりが多少不安要素ではあるが、分かる範囲でいいので過去に遡って明らかにしておくことは大事かと思う。

議論に戻ると、まずは個体数管理に関する目標について、「適正個体数への誘導」は難しいだろうということで個体数水準の維持、もしくは減少など、そういった場面にそろそろ宮城県も入ってくるのかなと思うが、ここは重要なポイントなので他の委員の御意見もいただきたいがどうか。

県としては、個体数水準の維持、減少もしくは低下、こういった表現が適切なのか分からないが、いずれにしろ少し個体数を減らす方向にそろそろ持っていきたいという意向はあるか。

事務局：県として固まった意見があるわけではないが、やはり先ほど委員から意見があつたとおり、適正個体数への誘導となつた場合には、では何頭が宮城県の適正個体数なのかという話になるが、そこが分からないという問題がある。

特定鳥獣ガイドライン上では「個体数水準の維持」という表現だが、現状として推定では個多数が増えているということもあるので、ガイドライン上に無い文言ではあるものの「個体数増加の抑制」といった表現にしたり、以前のようにできる限り保護して個体数を増やしていこうという方向からは多少舵を切っていくのもあり得るのではないかと考えている。

部会長：では、それなりに表現を考えた上で、さらに捕獲枠をどうするか。12%にするか15%にするかというあたりを最終的に決める必要があるかと思うが、今の事務局の説明だと、表現としては「個体数水準の維持」か「個体数増加の抑制」ということか。

事務局：説明が足りなかったが、例えば増加を抑制しようという方向に舵を切った場合であっても、当県の場合は狩猟による捕獲が少ないというか、岩手県、秋田県、山形県などと違って春グマ猟をするという文化が他県ほどあるわけではない。もっとツキノワグマを捕獲しましょう、春グマ猟も解禁しましょうということを言っても、実際にそれができるかというかと難しい面があり、では実効性のある増加抑制策というと、有害鳥獣捕獲の枠組みの中で加害個体を捕っていくという事になるかと思う。

手段が限られている中で、この個体数水準をどう扱っていくのかという点については頭を悩ませているのだが、なかなか結論が出ないというのが事務局の見解。

大西委員：管理目標については、「個体数水準の維持」という言葉でいいのではないかと思う。また、捕獲上限割合については、15%で良いのではないかという根拠を見つけた。本部会に先だって個体数推定調査報告書の本体を送付頂いていたが、その中にツキノワグマの自然増加率は環境省の推計で中央値14.5%という記載がある。

これは宮城県が出している報告書だが、14.5%、概ね15%が自然増加率ということを見ると、現状維持をするのであれば、その15%を捕獲上限とするということで、これを捕獲目標とするかどうかはまた別の議論になってくるが、約15%が自然増加率なのでこの程度までは捕獲しても減少傾向にはいかないだろうという論理に持って行けるかと思う。

部会長：確かにこれは根拠として使えるので、この値を使うのがいいと思う。

そうすると、個体数水準に関する詳しい文言はもう少し事務局で詰めていただくとして、方向性としては個体数水準の維持、あるいは増加の抑制といったニュアンスを若干含んだものを目標とする。捕獲枠は15%として、理由としては自然増加率14.5%を根拠にするという形はいかがか。

事務局：県の個体数推定報告書に載っている自然増加率は、大元は現行の環境省特定鳥獣ガイドラインに記載されているものになる。ただ、ガイドライン上は、個体数を過大に見ている場合があるので安定存続地域個体群での捕獲上限は12%とし、ただし人間との軋轢が生じている場合には15%まで引き上げることが可能という表現になっている。

理論上は大西委員の御意見のとおり15%までは捕獲しても個体数が減ることはなく、先ほど説明したとおり人身被害も毎年度発生していることから、管理目標としては「個体数水準の維持」とし、捕獲上限は15%という方向で検討させていただければと思う。

部会長：では、次期計画ではそういう方向で行くということで、この件については一旦締めたいと思う。

続いて被害防除の目標だが、これは平均値ではなく、何かしらの基準を設けてそこからどのくらい下げるかという目標に変更するということだが、特に異論は無いか。

無いようであれば次に進むとして、8ページのゾーニング管理をどうするか。

県の意向としては、現状の体制で対応できていることから、特段ゾーニングをする必要は無いということではよろしいか。

事務局：ガイドラインでもゾーニング管理というのが謳われており、現計画でもゾーニング管理をするという記載になっている。しかし、現場においては、ここは排除地域だから見かけ次第排除するとか、ここはコアエリアなので何か起きて様子を見ましょうとか、地図上でそういった線引きをするのは難しい。

現状では、ツキノワグマの出没があったり農業被害等が発生した場合は、市町村や県の職員が現場に行って現地確認を行い、現場の状況を見てその都度対応を判断している。そういった形で適切に対処できていると考えているので、現行の体制でいいのではないかというのが事務局の見解。

部会長：今の説明に対して何か異論はあるか。

各委員：(特になし)

部会長：無いようであれば、下段の個体数管理の項目に移りたいと思う。

ここは先ほど議論したとおり、結論として捕獲上限は15%を採用するというのでよろしいか。

ただ、15%に設定してもそれほど多くは捕獲されまいだろうとは思いますが、あくまで上限なので、そこまで捕獲しようということではないからいいのだろうが、多少は増加の抑制になるというか、このぐらい捕獲していかないとツキノワグマが増加し続けるという心配も逆にあるかと思うので、ここは15%ということを進めていきたい。

次の学習放獣に関する項目だが、捕獲上限に達した場合には捕殺せずに学習放獣にするという方針になっている。実際問題として、学習放獣は今ほとんどの県でやっていないのが実態で、おそらく新計画では捕獲上限に達することはないと思うが、何かしらの記載は必要だろうから、この表現でいいかと思うのだが他の委員はいかがか。

各委員：(特になし)

部会長：次の有害捕獲許可については、現行どおりでいくということで、原則は防除しても被害が防げない場合、ただ緊急を要する場合には口頭での許可を行うとのことだが、これでよろしいか。

各委員：(特になし)

部会長：次の狩猟自粛だが、これも現行どおり捕獲上限を超えた場合には狩猟自粛を検討するということになる。昨年度、一昨年度と現計画の捕獲上限を超えたものの、狩猟も大事だということで自粛は要請しないという結論になった。新計画で狩猟自粛を要請するような捕獲数になるかどうかは別として、方針として継続するのはいいかと思うがいかがか。

各委員：(特になし)

部会長：10ページの狩猟文化の維持。要するに狩猟者の確保育成ということだが、現行どおりでいくということの問題ないか。

大西委員：今の「狩猟文化の維持」だが、内容については特に異論は無いが、このタイトルはどうかと思う。猟友会の委員もいるので言いづらい部分もあるが、実際中身としてやりたいのは狩猟者を増やすこと。文化を維持するというのが自然保護課の仕事なのか。これは教育関係ではないのか。

先ほどの話で、個体数は現状を維持するという方向になったので、ここはもうストレートに狩猟者の確保とか増加とか、そういうタイトルにして、文言も「狩猟文化の維持及び狩猟免許所持者の数の維持」というところを入れ替えて、「狩猟免許所持者の数の維持及び狩猟文化の維持」という形にした方がメッセージ性があるかと思う。

部会長：確かに私も同じように感じていたので、そのような実態を反映したタイトルにしていただければと思う。

事務局：検討させていただく。

部会長：では11ページの錯誤捕獲について。これも非常に悩ましい問題だが、有効な策が打てるかどうかは別として、やはり新計画では記載を拡充して錯誤捕獲に取り組むという姿勢を明確に示しておくことは重要だと思う。

この点に関して各委員からの意見はあるか。

大西委員：ここは書きぶりを充実するべきだと思う。哺乳類学会でも最近環境省に対して、錯誤捕獲に対する申し入れというか提言をさせていただいた。

また、2年前には気仙沼市内で錯誤捕獲が原因で捕獲従事者の方が亡くなるという事故も発生している。先ほど、浅井委員からも自分の地域では厳しく対応しているという話があった。できれば資料みたいな形でもかまわないので、錯誤捕獲をどうするかということに関して情報を出して行って啓蒙していくことも必要かと思う。

私は以前は関西支所において、西日本ではこの問題は10年以上前から話が進んでいる。イノシシは最近まで東北にいなかったという部分もあると思うが、東北地方はやはり錯誤捕獲に対する情報がまだ少ないと思っているところだったので、この部分についてはもっと記載をかなり強めに変えた方がいいかと。

部会長：記載の充実については、是非御検討いただきたい。

特に放獣体制の整備については、やはり真剣に取り組んだ方がいいと思っている。例えば他県の情報でいうと、長野県などはこの放獣体制が非常に良くできていて、聞いた話では錯誤捕獲そのものは200頭や300頭というレベルで発生しているが、殺処分はほとんどしていないということだった。

県を3地域ぐらいに分けて、県北では信州大学の先生が精力的に放獣に立ち会ってくれているとのこと。県央ではNPO法人ピッキオという団体があって、そこが請け負って放獣を行ってくれる。県南では県の地方機関に野生鳥獣担当の専門職員を配置して、麻酔銃も持って、錯誤捕獲の際には放獣を行うという体制を作っているという話を聞いた。

島根県もそういう野生鳥獣管理専門の職員を配置して錯誤捕獲時に駆けつけて放獣できるような体制を取っていることで、錯誤捕獲そのものというより錯誤捕獲での殺処分を減らしているという取組を行えているところもある。

いきなり宮城県で実施するのは難しいかもしれないが、やはり放獣体制の検討というのは引き続き重要になってくると思うので、ぜひ新計画の中に盛り込んだ方がいいと思うが、いかがか。

事務局：長野県の事例を紹介していただいた中で話に出た県央については、哺乳類学会でも事例紹介されていた小諸市では軽井沢のNPO法人ピッキオに放獣を委託しているという話を聞いたことがあった。

県職員が自ら放獣を行うということについては、定期的な異動もあって専門職員を育てるのがなかなか難しいという事情もある。ただ、当県については仙台市内に麻酔銃等を使用してツキノワグマの放獣ができる民間事業者がいて、委託すれば対応可能という話も聞いている。

そういった民間の力も活用して、長野県の事例のように委託をすとか、宮城県なりの体制で可能な限り放獣していけるような状況を作れればと思っている。それを新計画にどのように記載していくのかというのは検討していかなければならないが、いずれにしろそういう体制整備についてはもう少し記載を拡充させていただきたいと思う。

部会長：ぜひそのようにお願いします。

この点について、他の委員から意見はあるか。

各委員：(特になし)

部会長：次の12ページについては特段大きな変更はないとのことだが、何か付け加えることや、これは不要といったことはあるか。

では、次の13ページのモニタリングについて。カメラトラップ調査の話はここになるかと思うが、委員から何か意見はあるか。

大西委員：カメラトラップ調査の話とは別に、2点思うところがある。

一つは、短期と中長期のモニタリング、これは何を基準に短期として、何を基準に中長期としているのかが分からない。例えば豊凶調査はもう10年以上前から毎年実施していて、そして今後もやっていくのだろうが、これは長期ではなく短期モニタリングに入っている。内容は全て大事なことだと思うので、記載の仕方をもう少し整理した方がいいのではないかと思う。

もう一点は人身被害についてだが、この被害の検証というものにもう少し力を入れてみてはどうかと思う。というのも、秋田県で昨年度からそういう専門官を1名雇用している。その方とお話をしていると、人身被害だけではなく、例えば牛が襲われたとか、何かあるとその人が現場に行って検証して、しっかりした報告書を出していくということを行っている。当然、農作物被害だったらその農家の方に指導をするし、横で話を聞いているだけでも、今まで見えていなかったことがだいぶ見えるようになってきているので、そういう事故や被害の検証という部分も可能であればこのモニタリング調査の中に入れていってはいかがかなと思う。

個体数調査とは別の部分になるが、コメントということで。

部会長：大西委員の意見についても、是非御検討をお願いしたい。

では、先ほどのカメラトラップ調査について、50台規模のカメラトラップ調査を継続していくということだが、今年度はどこで実施しているか。

事務局：今年度は県南の七ヶ宿町内で行っている。

部会長：県の方針では、新計画期間でも県内を5地域に区分して1地域ずつ順番に調査をしていき、その都度調査結果を推定結果に反映させて個体数を修正していくということだった。

もう一つ私が申し上げたのは、それもいいが、どこか同一地点、同一方法、同一期間で継続調査をすることによって個体数の増減のトレンドが把握できる。個体数が増えているのか減っているのかということを押さえて、次の対応に繋げていけるのではないかというご提案をした。

岩手県はそういう方法で調査を行っており、5年に1回は大規模なヘアトラップ、それ以外の年度は同じ場所で小規模のトラップ調査を行って傾向を押さえている。

調査をするのであれば、どちらがより意味のある調査になるかということで議論をしたいが、いかがか。

大西委員：難しいところだが、私もどちらかということと部会長の御意見のとおりトレンドを把握しておくことは大事ではないかと思う。毎年度、昨年度調査のように大規模な調査ができる予算が付くわけではないので、少ないなりに毎年何かを行っていくということで、できれば固定プロットを作るのがいいかと思う。

思いつきののだが、県内を5地域に区分するという話だがやはり4地域にして、4年間は1ヶ所ずつ回していった残りの1年は昨年度のように予算を獲って大規模調査を行うという方向が良いのではないか。

鶴野委員が指摘されたとおり、1ヶ所のトラップ数が少なくなると精度は落ちる。そういう弱点は認識しつつも、でも予算に限りがあるというのは仕方の無いことなので、それよりもトレンドを把握しつつ全县も網羅したいというところに重きを置いて、調査地を巡回しつつ5年に1回は頑張るって予算を獲ってくるというのがいいのではないかと思う。

部会長：大西委員から意見があったが、他の委員からはいかがか。土屋委員はどうか。

土屋委員：県でどのくらいの予算があるかにかかってくるのでは。

部会長：今のところ、毎年50台分は確保できる予定ということでいいか。

事務局：予算要求は年度毎の話になるので、令和4年度以降、要望した予算がつくかどうかというのはこれからの話になってくる。あくまで計画としては、50台規模の調査を継続していくこととしている。

土屋委員：5年に1回は大規模調査ができる可能性はあるか。

事務局：その点については、今この場でできるかできないか返答しづらいということでご了承いただきたい。

大西委員：私も行政に出向していた経験があるので、予算を獲ってくるのが大変だというのはなんとなく分かる。

なので、そういう意味でも次期計画に書き込んでしまうといいと思う。モニタリングはどうやるかっていうことを書くことによって、予算要求する時の根拠にもなってくるのではないかと思う。

また、先ほどの区域分けは前言撤回して、やはり5地域のままでいい。5地域にして、予算が付いたときにその5つ目は75台にすれば、その75台を例年やっている50台に縮小してシミュレーションすることができると思うので、事務局で県内5地域を網羅したいということであれば、やはり5ヶ所でやっていくのがいいのかと思ったので、訂正させていただく。

なので、やはりこの計画にしっかりとどういうモニタリングをしていくんだということを書き込んでしまった方が、予算を獲得するためのバックアップになるのかなと思う。

部会長：それはその通りだと思う。どこまで細かく記載するかについては、同一箇所でトレンド見るとか、5地域を順番に調査するとか、あるいはそこまで書かなくてもいいのか、書く予定なのか、そのあたりはどうか。

事務局：どのあたりまで詳しく記載するのか、少し検討させていただいた上で、12月にのツキノワグマ部会で計画案をお示しするのでご議論いただきたい。

部会長：いろいろな意見が出たが、最終的には事務局でどう判断するのかだと思うので、部内でじっくり検討して、どういう形で調査を実施していくか決めていただければと思う。

では15ページに移って、隣接県の調整について。

達成状況の部分で、南奥羽保護管理ユニットに特化した打合せ会議は開催できていないとあるが、やはり同じ地域個体群だし、山形県と宮城県は普通にツキノワグマが行き来しているところなので、できれば両県同一の方法で推定して同じ手法で管理するというのが望ましい。できれば少しでもその方向に進んでいけるように、両県、あるいは岩手県や秋田県も絡んでくるので、計画案ではそこまで踏み込んで書いていないものの、検討した方がいいと思う。

できれば、南奥羽保護管理ユニットで管理を検討していくということを記載していただきたいが、難しいか。

事務局：今日の御意見も踏まえて、どういう形で情報共有や打合せができるかなど、検討をさせていただきたい。

部会長：実際に広域管理ユニットで動き出しているところもあり、例えば兵庫県と京都府は県境が隣接して一緒にやっついこうという話になっている。また、西中国、島根県と山口県と広島県でも、3県合同でなるべく足並みを揃えたやり方を実施していこうということになっている。こういうところの取組を参考にして、南奥羽保護管理ユニットをどうするのか是非考えていった方がいいので、御検討をお願いする。一応、ざっとだが、新計画案策定方針について審議してきたが、他に何か意見等はあるか。

齋藤委員：最後に1点だけ意見を述べたい。14ページに各機関の役割についての記載があり、ここは本来はツキノワグマの管理をしていく部分ではあるものの、先に開催されたイノシシやニホンジカの部会ではジビエに関する記載があった。ツキノワグマを食するという文化は宮城県にはそれほどあるわけではないが、動きとしてイノシシについてはジビエ関係についても一部触れているところもあり、県としても自然保護課が放射性物質のモニタリング調査を毎年度実施している。実施する業務として記載すべきかどうか判断しかねる部分であるが、イノシシやニホンジカのジビエ利用推進にも引っ張られて、ツキノワグマ肉の利用という部分についても、今後5年間程度で考えると関係してくる可能性があるのではないかと考えている。当県はツキノワグマ肉の出荷制限が継続中なので、検査は今後も継続していくことになるだろうと思うが、ジビエとしての取扱いをどうするかということだけ確認したい。

部会長：事務局から何かあるか。

事務局：委員からお話があったとおり、当県ではイノシシ、ニホンジカと同様にツキノワグマ肉についても出荷制限が続いており、毎年度、定期的に検体を採取してモニタリング調査を実施している。その結果によると、やはり時々100ベクレルを超える検体が検出される状況にあり、ツキノワグマ肉を取り扱ってきた施設もないことから、なかなかイノシシやニホンジカと違ってツキノワグマをジビエとして活用しようという動きはこれまで聞こえてこない。

検査は継続して実施しており、肉が出荷できるようになるか調べているところであることから、ジビエの利活用状況や放射能の検査体制等に関する記載をどうするか考えさせていただきたい。

部会長：他にはどうか。

鶴野委員：捕獲上限の15%と、あと細かいところが1点。

今までの議論の中で捕獲上限は15%という方針で決まったところだが、1点だけに気になるところがある。資料1の3ページに月別の出没数や捕獲数が記載されており、例えば令和2年度は2月に14件の出没があったり、平成18年度も1月に8件の出没があったりする。

この全てがそうではないと思うが、おそらく親子が別れてしまったというか、親グマだけ捕獲されて子グマがうろろしているという状況が大いに想定される。山形県でも結構そういう状況が見られたので、おそらくは宮城県でも同様のケースがあって、捕獲圧を強化することによって親子が別れてしまい、子グマが里に居着いてしまうという形を作りたくはない。そのため、捕獲調書を確認して、子グマが出ているという状況が黄色信号というか、獲り過ぎの指標の一つになるのではないかと個人的には考えているので、どういう個体が出ているのかというモニタリングを残していけば、捕獲圧が妥当だったかどうかの一つの検証方法になるのではないかと感じた。

それからもう一点、錯誤捕獲がここ数年増えてきたとのことだが、それはイノシシの捕獲増加に伴っていることか。

事務局：まず一点目の、捕獲された個体の把握については、当県では捕獲個体1頭毎に捕獲調書を作成しており、個体サイズ等も全て把握している。それを毎月一覧表の形にして各地方機関から自然保護課に対して提出してもらっているので、子グマの捕獲が多いとか、そういう傾向はすぐに把握できる。

また、錯誤捕獲については因果関係がはっきりしているわけではないが、イノシシの捕獲数の急増とツキノワグマ錯誤捕獲の急増というのは、時期的にも、頭数的にも、捕獲された場所から考えてもかなりリンクしている。具体的にはわなの設置数、各市町村でイノシシの捕獲強化を進めていく中で、特にくりわなの設置基数が急増していることから、わなの設置数増加と錯誤捕獲増加にはかなり関係があるのではないかと考えている。

鶴野委員：まさに、そのわな設置数という母数の問題なのかなと思って確認させていただいた。

最後に、南奥羽でのカメラトラップ調査について。先ほども南奥羽保護管理ユニットに特化した打合せの話も出たが、山形県で行政関係に配られた資料を読んでも、山形県ではカメラトラップ数が36しかない。私は山形県の委員にはなっていないが、もし仮に委員だったら、そのトラップ数では本来の計算方法には合わないというか、正しい結果を出すためにはやっぱり50台以上は必要だということを言いたいし、そのあたりの各県の情報を分析、照合して議論することが非常に重要だと思うので、繰り返しになってしまうが、ぜひ機会があればお願いしたい。

部会長：その他、意見等はあるか。

では、本日の議題3件については、以上で質疑を終了することとする。今回いろいろと意見が出て、修正するとも出てくると思うが、そこは事務局で対応をお願いするというので、基本的には原案のとおり了承するというのでよろしいか。

各委員：(異議なし)

部会長：では、審議事項3件については原案のとおり了承するというので、以降の進行を事務局にお返りする。

事務局：青井部会長ありがとうございました。

3その他について、委員の皆様から何かありますか。

では事務局から今後のスケジュールについて連絡させていただきます。

本日ご審議頂きました策定方針を基に、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画(案)を作成の上、12月頃を目途に当部会及び委員会を開催し、ご審議頂く予定としております。

なお、本日の議事録については、出席いただいた委員の皆様を確認いただいた後、送付させていただきます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。